

# 参考資料

(諸外国の制度概要・改革動向)

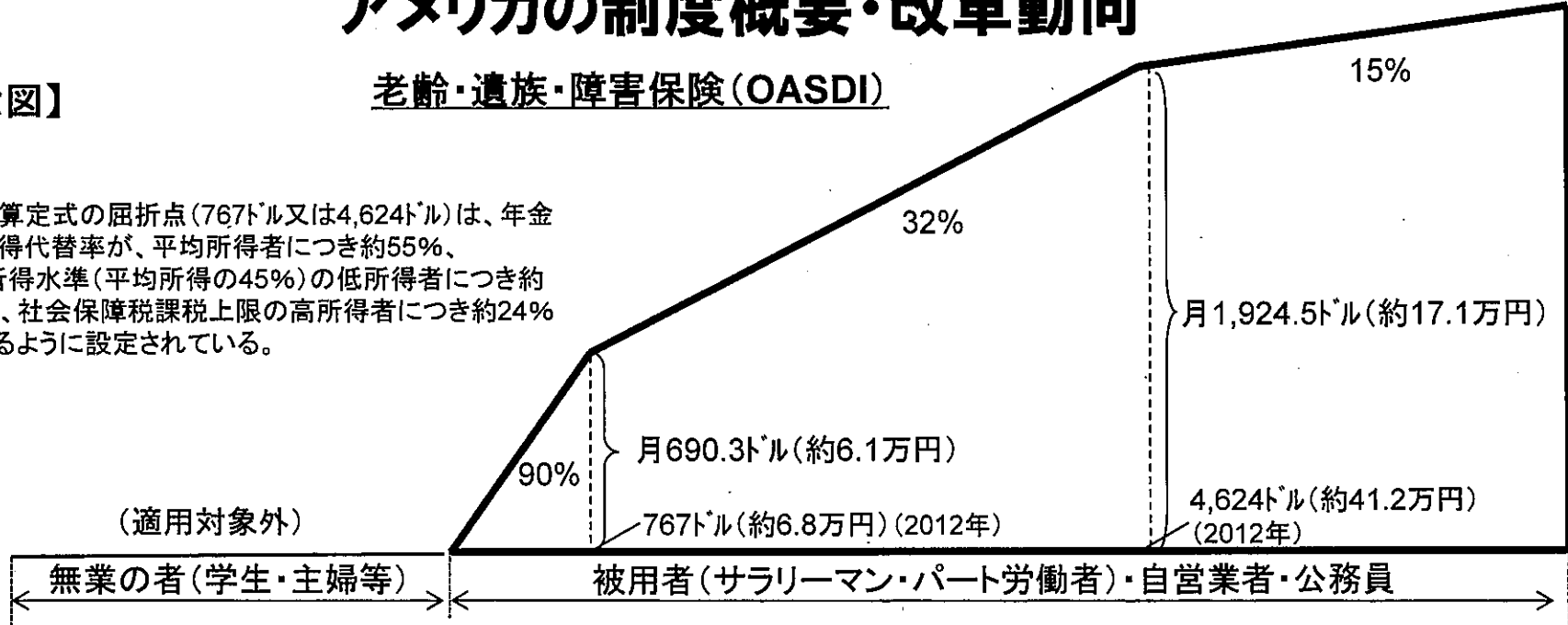
厚生労働省年金局  
平成25年11月27日

# アメリカの制度概要・改革動向

## 【概念図】

### 老齢・遺族・障害保険(OASDI)

※ 給付算定式の屈折点(767ドル又は4,624ドル)は、年金の所得代替率が、平均所得者につき約55%、最低所得水準(平均所得の45%)の低所得者につき約66%、社会保障税課税上限の高所得者につき約24%になるように設定されている。



対象者	被用者及び年収400ドル(約3.6万円)以上の自営業者 ※ 年金支給の根拠となる保険料記録(四半期単位)は、年1,130ドル(約10.1万円)の収入ごとに行われる。
保険料率	被用者:12.4%(労:6.2%、使:6.2%) 自営業者:12.4% ※ 2012年は一時的な特別措置として本人及び自営業者の保険料率が2%引き下げられていた。
最低加入期間	40加入四半期(10年相当)
支給開始年齢	66歳(2027年までに67歳に引上げ)
国庫負担	通常国庫負担は行われない。 ※ 2012年は一時的な特別措置として保険料率が2%引き下げられたため、不足分を補うために国庫負担が行われた。

### (年金額算定式)

$$\text{基本年金(PIA)} = 0.9A + 0.32B + 0.15C \quad (\text{月額})$$

A: スライド済平均賃金月額(AIME)の767ドル(約6.8万円)までの分

B: スライド済平均賃金月額(AIME)の767ドル(約6.8万円)超4,624ドル(約41.2万円)までの分

C: スライド済平均賃金月額(AIME)の4,624ドル(約41.2万円)超の分

(AIMEは、最も高い35年間分の賃金スライド後の平均賃金)

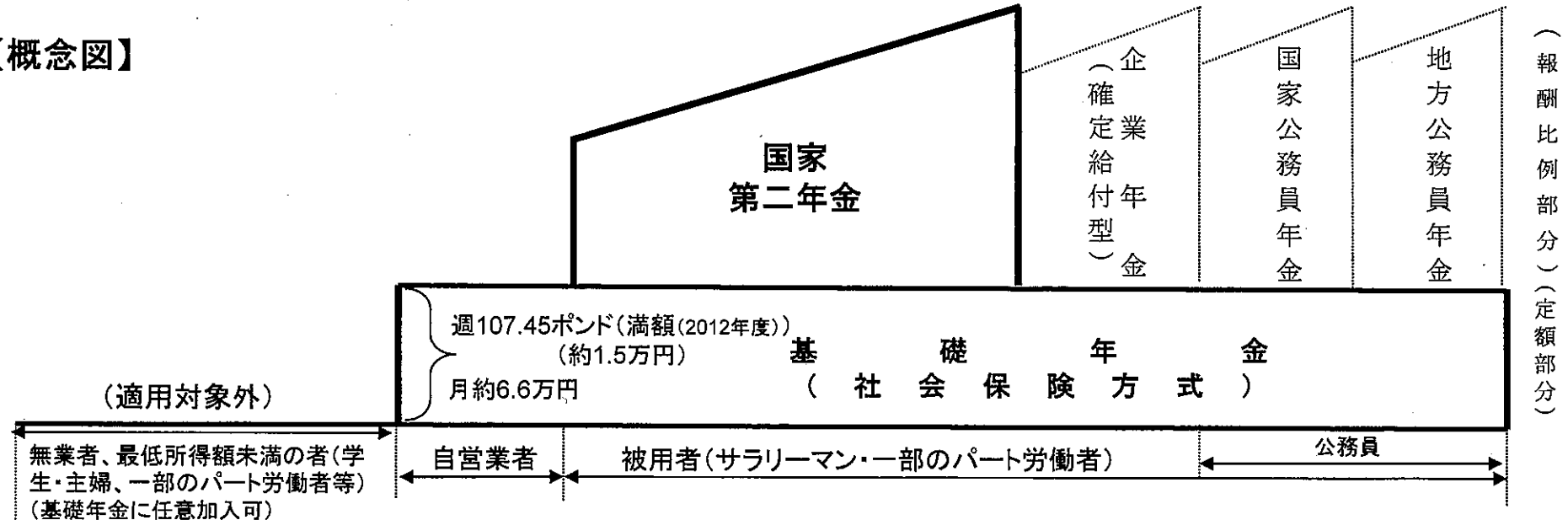
※換算レートは2013年3月中に適用される外国為替相場(1米ドル=89円)による。

### 【近年の改革動向】

- 支給開始年齢を引上げ中(2027年までに67歳に引上げ。1983年の改正による)
- 2013年の年次報告書において、連邦老齢遺族障害保険信託基金が2033年までに積立金が枯渇すると試算。

# イギリスの制度概要・改革動向

## 【概念図】



対象者	週107ポンド(約1.5万円)以上の所得がある被用者及び年5,595ポンド(約79.4万円)以上の所得のある自営業者 ※ 被用者については、年金額算定の根拠となる保険料記録(年単位)は、一定の方法で計算した所得が年5,564ポンド以上である場合に行われる。	<b>(年金額算定式) (2012年)</b> <b>①基礎年金(単身)</b> <b>107.45ポンド(約1.5万円) (週額、満額)</b> ※満額受給に必要な年数は、男女ともに30年。30年に満たない場合は、期間に応じて減額される。 <b>②国家第二年金(S2P)</b> <b>88.40ポンド(定額、約1.3万円) + 0.1A/44</b> A: 一年度の所得のうち、14,700ポンド(約208.7万円)超40,040ポンド(約568.6万円)以下の部分 ※2012年度以降の一年度分の所得(再評価後)に対応する年金額の算定式。各年度分を積算した額が実際の額。
保険料率	被用者:25.8%(労:12.0%、使:13.8%) ※労災、雇用保険等の保険料も含む。 自営業者:2.65ポンド(約376円)/週(一定以上の所得を有する者は上乗せ保険料あり。)	
最低加入期間	なし	
支給開始年齢	男性:65歳、女性:61歳3か月 ※ 段階的に引上げ中(下記参照)。	
国庫負担	原則なし	

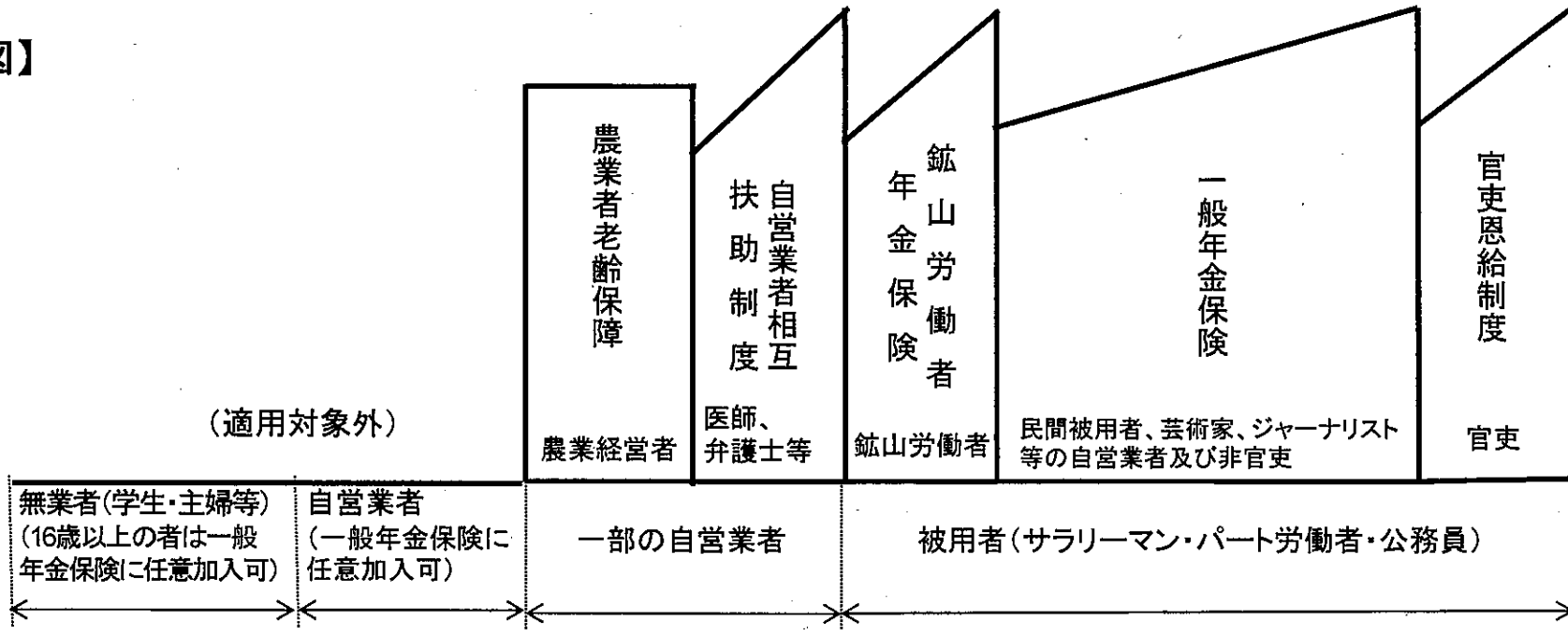
※換算レートは2013年3月中に適用される外国為替相場(1ポンド=142円)による。

## 【近年の改革動向】

- 女性について2018年までに支給開始年齢を65歳まで引き上げた後、男女ともに2020年までに66歳まで引上げ。
- 2034年から2036年にかけて67歳に、2044年から2046年にかけて68歳に、男女ともに支給開始年齢を引上げ。
- 2013年1月、雇用年金省が年金改革に関する白書を公表。(満額受給に必要な期間の引上げ(30→35年)等)

# ドイツの制度概要・改革動向

## 【概念図】



対象者	民間被用者、芸術家、ジャーナリスト等特定の職業に従事する自営業者及び非官吏
保険料率	被用者:19.6%(労:9.8%、使:9.8%) 自営業者:19.6%
最低加入期間	5年
支給開始年齢	65歳1か月(2029年までに67歳に引上げ)
国庫負担	給付費の27.7%

<p>(年金額算定式)</p> <p><b>個人報酬点数 × 年金種別係数 × 年金現在価値 (月額)</b></p> <p>個人報酬点数: 個人の報酬を全被保険者の平均報酬に対する比として各年毎に算定した値を全被保険者期間を通じて合算した点数。 年金種別係数: 年金の保証目的に応じて年金種類別に定められた係数のこと。老齢年金の場合は1.0。 年金現在価値: 全被保険者の平均報酬額に相当する保険料を1年間拠出したときの1月あたりの老齢年金相当額。2012年7月以降は旧西独地域は28.07ユーロ(約3,300円)、旧東独地域24.92ユーロ(約2,900円)。</p>
--

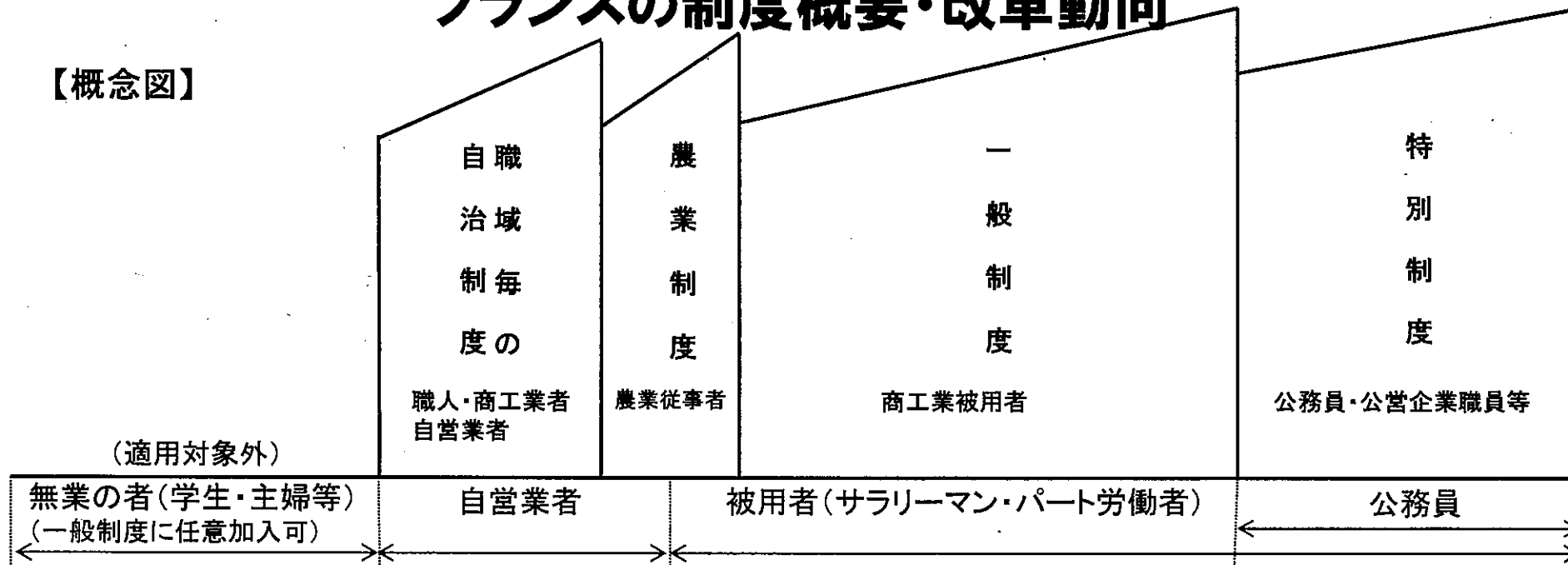
※換算レートは2013年3月中に適用される外国為替相場(1ユーロ=118円)による。

## 【近年の改革動向】

- 2012年から2029年までに支給開始年齢を67歳まで引き上げ
- 2013年1月以降、僅少雇用(月額賃金€450以下)の者についても年金制度への加入を義務づけ(本人申請により免除可)

# フランスの制度概要・改革動向

## 【概念図】



## <一般制度の概要>

対象者	民間商工業被用者 ※ 年金額算定の根拠となる保険料記録(四半期単位)は、年1,844ユーロ(約21.8万円)の報酬ごとに行われる。
保険料率	16.85%(労:6.85%、使:10.0%) 労:上限報酬限度額までについて6.75%+報酬全額について0.1% 使:上限報酬限度額までについて8.40%+報酬全額について1.6%
最低加入期間	なし
支給開始年齢	60歳9か月(2017年までに62歳に引上げ)
国庫負担	一般税、一般社会拠出金(CSG)等から約30.0%

## (年金額算定式)

$$\text{年金額年額} = (\text{A} \times \text{B} \times \text{拠出期間} / 166 \text{四半期} + \text{加算})$$

A: 基準賃金年額: 過去の拠出期間の中で最も賃金の高い25年間分の平均賃金

B: 給付率: 被保険者の拠出期間と受給開始年齢に応じ、50~25%の範囲で決まる。例えば、満額年金を受給するのに必要な期間である166四半期(41.5年間)を拠出するか、65歳から受給する場合に最高の50%となる。

\*加算には育児加算、介護加算及び配偶者加算がある

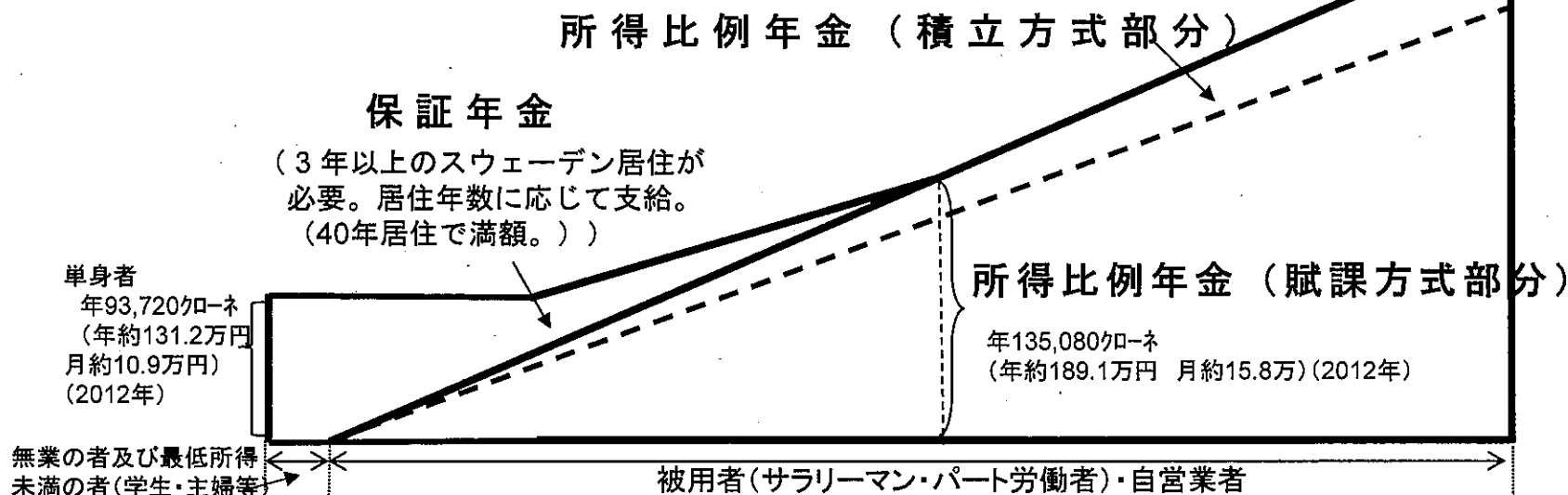
※換算レートは2013年3月中に適用される外国為替相場(1ユーロ=118円)による。

## 【近年の改革動向】

- 2017年までに支給開始年齢を62歳まで引上げ
- 1955年以降に生まれた者について、満額給付の受給できる拠出期間を41.5年に引上げ
- 2013年8月、首相が年金制度改革案を発表(保険料率(16.85→17.45%)、満額受給に必要な期間(41.5→43年)の引上げ等)

# スウェーデンの制度概要・改革動向

【概念図】



対象者	被用者及び自営業者 ※ 所得比例年金の給付額への反映は、18,612クローネ(約26.1万円)以上の年収がある場合において行われる。
保険料率	被用者:17.21%(労:7%、使:10.21%) 自営業者:17.21%
最低加入期間	所得比例年金:なし 保証年金:3年以上スウェーデンに居住していることが必要
支給開始年齢	所得比例年金:61歳以降で受給者が自ら選択 保証年金:65歳
国庫負担	保証年金の給付額

## (年金額算定式)

### ○所得比例年金

#### ①賦課方式部分 (概念上の拠出建て):

(個人納付保険料+みなし運用益)/除数

\*みなし運用益:名目所得上昇率を基本とし、受給開始前に死亡した被保険者が納付した保険料を同年齢の被保険者に分配し、管理費を差し引いたもの。

\*除数:退職時の平均余命を基本として、さらに、将来における実質所得の上昇を考慮したもの。

#### ②積立方式部分 (通常の拠出建て):

(個人納付保険料総額+運用益)を保険数理的に計算したもの

\*この場合の運用益は実際の運用利回りに受給開始前に死亡した被保険者が納付した保険料からの分配を加え、管理費を差し引いたもの。

### ○保証年金(単身者) ※満額受給に必要な居住年数は40年

〈所得比例年金の年金額が物価基礎額の1.26倍未満の場合〉

$(物価基礎額 \times 2.13 - 所得比例年金額) \times 居住年数 / 40$

〈所得比例年金の年金額が物価基礎額の1.26倍以上、3.07倍未満の場合〉

$[物価基礎額 \times 0.87 - (所得比例年金額 - 物価基礎額 \times 1.26) \times 0.48] \times 居住年数 / 40$

〈所得比例年金の年金額が物価基礎額の3.07倍以上の場合〉

保証年金は支給されない

## 【近年の改革動向】

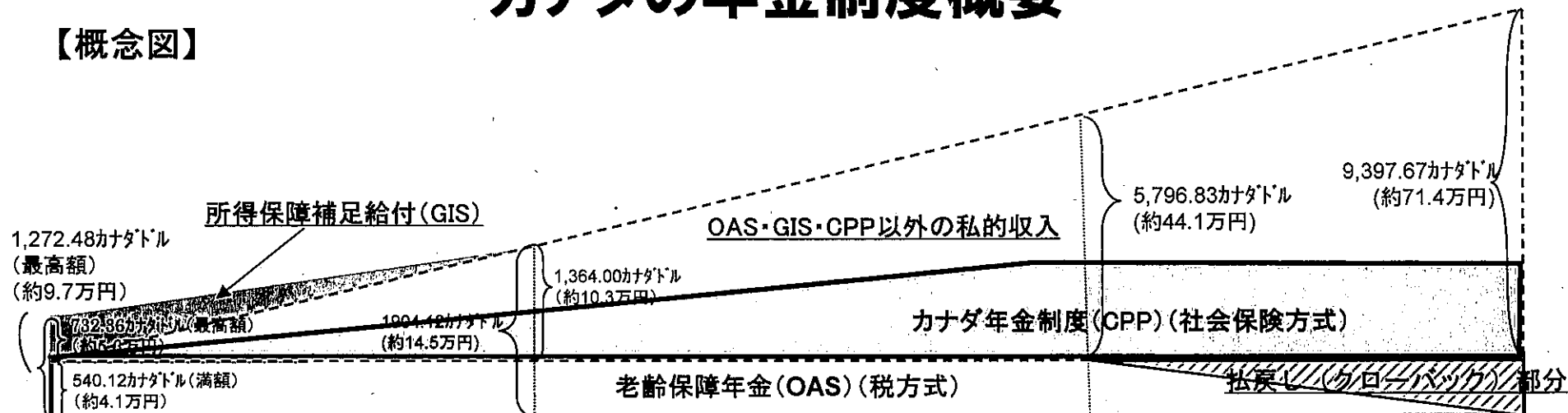
○ 自動財政均衡メカニズムにより2年連続の減額改定(2010年:▲3%、2011年:▲4.3%)。

○ 2013年4月、政府任命の退職年齢調査委員会が報告書を提出。(平均余命の伸びとリンクさせた推奨退職年齢を設定等)

※換算レートは2013年3月中に適用される外国為替相場(1クローネ=14円)による。

# カナダの年金制度概要

## 【概念図】



- ・ 所得保障補足給付 (GIS) …カナダに居住する老齢保障年金 (OAS) の受給者であって、低所得の者に対する税財源の所得保障給付。(平均給付月額491.40カナダドル(約3.7万円)(2012年3月現在)。)
- ・ OASの払戻し(クローバック) …カナダ老齢保障年金(OAS)の受給者であって、OAS以外の所得額が基準額(月額5796.83カナダドル(約44.1万円))を超える場合は、当該所得額のうち基準額を超える部分の額の15%に相当する額を税として国に払い戻す。

対象者	(老齢保障年金) 全居住者 (カナダ年金制度) 被用者又は自営業者のうち、いずれも18歳以上70歳未満の者であって、年額3,500カナダドル(約27万円)以上の所得のあるもの
保険料率	(老齢保障年金) 税方式 (カナダ年金制度) 被用者:9.9%(労:4.95%、使:4.95%)、 自営業者:9.9%
最低加入期間	(老齢保障年金) 18歳到達後10年居住 (カナダ年金制度) なし
支給開始年齢	65歳
国庫負担	老齢保障年金の給付額

### (年金額算定式) (2012年)

#### ①老齢保障年金(単身)

**540.12カナダドル(約4.1万円)**

#### ②カナダ年金制度

**保険料拠出期間の月額所得の平均額 × 25%**

※最高額986.67カナダドル(約7.5万円)

※ 換算レートは2012年3月中に適用される外国為替相場(1カナダドル=76円)による。

### 【近年の改革動向】

- 2023年から6年間かけてOAS及びGISの支給開始年齢を67歳まで引上げ
- 在職中のCPP受給者に係る保険料拠出制度の導入(2012年)